様式第２号（第３条関係）

登米市北方公民館利用許可書
兼使用料減免決定通知書

（兼使用料領収書）

申請者	住　所 団体名 代表者　　様　TEL （担当者　　様　TEL　　）	利用者区分 １．登米市内 ２．登米市外

利用目的		入場料などの徴収の有無	有（入場料、参加費、負担金　　１人　　円） 無
減免理由	地方公共団体（県・市）、行政関連団体、社会福祉団体、地域振興団体、産業経済団体、学校関係等 社会教育団体（文化協会・体育協会・子ども会・スポ少・ＰＴＡ・スポーツクラブ・婦人会・青年会・ 老人会・無形文化財）公益社団法人・公益財団法人		

利用日時	利用する部屋名に○印 多目的ホール	調理実習室	生活研修室	図書資料室	農事研修室	青年研修室	視聴覚室	浴室		利用予定人員	使用料内訳
令和　年　月　日（　曜）　時　分～　時　分											使用料（　　円）×（　　時間）＝
令和　年　月　日（　曜）　時　分～　時　分											使用料（　　円）×（　　時間）＝
令和　年　月　日（　曜）　時　分～　時　分											使用料（　　円）×（　　時間）＝
令和　年　月　日（　曜）　時　分～　時　分											使用料（　　円）×（　　時間）＝
令和　年　月　日（　曜）　時　分～　時　分											使用料（　　円）×（　　時間）＝
令和　年　月　日（　曜）　時　分～　時　分											使用料（　　円）×（　　時間）＝
令和　年　月　日（　曜）　時　分～　時　分											使用料（　　円）×（　　時間）＝
個人使用料：　午前　午後　夜間	多目的ホール										円×　人×　区分＝　円

備考	

使用上の注意

１．利用時間を守り、利用目的以外に利用しないこと。
２．利用後は必ず清掃し、使用した備品は元に戻すこと。
３．火気には特に注意し、ゴミは持ち帰ること。

利用許可及び使用料減免決定

登米市公民館管理規則第３条の規定により、上記のとおり利用を許可する。
登米市公の施設の減免等に関する規則第３条の規定により、右記のとおり使用料を減免する。

北方地区コミュニティ推進協議会　会長

領収印	合計	円
	減免	１．全額免除 ２．５割減額
	納付額	円
	10%対象　円	消費税　円

登録番号：Ｔ2700150036060